

フィリピン下院議員選挙における 政党名簿制に関する一考察

——1986年憲法制定委員会から2009年最高裁判決までを振り返り——

木村昌孝（茨城大学人文学部）

要約

フィリピン下院議員選挙における政党名簿制は、小選挙区制の下では実現困難な周辺化された社会セクターの声を議会に反映させることを目的として下院議員総定数の20%を選出するため1998年に導入された。しかしながら、これまで様々な問題が表面化し、その目的が十分に果たされてきたとは言えない。特に、比例代表の原理がうたわれている一方、1政党の最大議席数が3、議席獲得に要する最低得票率が2%に設定されているため、2009年の最高裁判決まで議席が半数も満たされることがなく、現在も議席配分方法に関する議論が続いている。また、参加資格についても異なる立場が併存し、2001年には再審査の結果、参加政党の約7割が選挙後に失格となり、その得票が無効となった。本稿は、フィリピンの政党名簿制について、その導入の経緯、制度の性格、そして、これまで明らかになった問題点について考察し、制度の限界と可能性につき若干言及する。

キーワード：政党名簿制、選挙制度、セクター別代表制、フィリピン政治、フィリピンの選挙

I. はじめに

世界には様々な選挙制度があるが、各国それぞれの理由（目的、政治的利害や力関係、歴史的経緯等）により特定の制度が採用されている。その中で最近、日本の衆議院議員選挙小選挙区比例代表並立制を含め、異なった選挙制度の組合せや新たな試みが増えているようである（IDEA 2005: 23-24）。フィリピンにおいても、上院議員選挙では、全国を1つの選挙区とする大選挙区制で24名の議員が選出（3年毎半数改選）される一方、下院議員選挙では、従来の小選挙区制と並立して、政党名簿制（Party-List System）が下院議員総定数の20%を選出するため1998年に導入された。この制度は、全国を1つの選挙区とする大選挙区制で、投票方法は、有権者が1つの政党に投票する単記式¹⁾である。議席配分方式については、参加政党の得票率に比例して議席を配分する比例代表

の原理がうたわれている一方、1つの政党が獲得できる最大議席数が3議席、議席獲得に要する最低得票率が2%に設定されるという独特な性格を持つ。更に特異な点として、このような仕組みを通して、小選挙区制の下では実現困難な周辺化された社会セクターの声を議会に反映させることを目的としていることが挙げられる。しかしながら、これまで実施された4回の選挙において、議席配分方法と周辺化された社会セクターの代表性をめぐり様々な問題が表面化し、この制度が十分に機能してきたとは言い難い。

本稿は、フィリピンの政党名簿制について、その導入の経緯、制度の性格、そして、これまで明らかになった問題点について考察し、制度の可能性につき若干言及する。以下の論述は、5つの部分から構成される。次の第II節では、政党名簿制を導入した1986年憲法制定委員会の性格およびそ

こでの議論の分析を中心に、政党名簿制の導入経緯を明らかにする。第Ⅲ節は、政党名簿制を具現した1995年政党名簿制法（共和国法第7941号）とその立法過程における上下両院の審議内容に基づき、本制度の骨子を記述し、基本的性格に関する論争点を抽出する。第Ⅳ節は、議席配分方法に関し、そして第Ⅴ節は、周辺化された社会セクターの代表性を中心に、これまでに明らかになった諸問題を整理し検討する。最後の第Ⅵ節では、以上の議論を踏まえ、制度の果たしうる役割と限界につき考える。

II. 政党名簿制導入の経緯

政党名簿制は、1987年憲法第6条（議会）の規定に由来する。そこで、政党名簿制導入の経緯を理解ため、本節では、まず同憲法を制定した1986年憲法制定委員会の性格および政党名簿制との関連を検討し、次にそこでの政党名簿制に関する条文の審議過程を分析する。²⁾

1. 1986年憲法制定委員会と政党名簿制

1986年2月のいわゆる民衆革命により政権に就いたコラソン・アキノ大統領は、革命的状況における独裁権限により、マルコス前大統領の戒厳令体制下で制定された1973年憲法を破棄し、大統領布告による統治を行いつつ、6月には新憲法起草のため48名の委員からなる憲法制定委員会を発足させた。これは、権威主義体制を一掃し、民主的制度を確立するためのものであった。この憲法制定委員会は、委員の任命権者であるアキノ大統領を支えていた当時の幅広い政治諸勢力のバランスを反映していた。それは、民衆革命に帰結する大統領選挙でアキノを支持した諸勢力であり、ベニグノ・アキノ元上院議員暗殺から民衆革命に到るまでの反マルコス闘争において、主導権争いを演じながらも協力して闘ってきた諸勢力から最後の段階で大統領選挙をボイコットした共産党系の極左勢力を除いたものであった。もし公選による憲

法制定議会であったならば、それまでの選挙の経験からして伝統的保守勢力が支配的となることは必至で、このような構成となることは全くあり得なかったであろう。しかし、伝統的保守勢力は、その大多数がマルコス側に付いていたがゆえに、民衆革命直後の時点で相対的に影響力を失っていたのである。

事実、48名の委員の背景は多様である。アキノが最も多く任命したのは、夫の暗殺後マニラ首都圏を中心に巻き起こった反マルコスの抗議運動において中心的役割をはたした人々であった。その中でも、実業家や専門職のグループに属する者は、特に重用された。例えば、MANINDIGAN!と呼ばれるグループのリーダーたち³⁾や自由選挙のための国民運動（NAMFREL=National Movement for Free Elections）のリーダーであったクリスチャン・モンソッドである。彼らは、どちらかと言えば保守的だが、伝統的保守政治家とは異なっていた。抗議運動の中でも中道左派に属する者には、青年代表でもあるホセ・ルイス・ガスコンや学者代表の一人であるウィルフリド・ヴィリヤコルタ（デ・ラ・サール大学教授）等がいた。また、抗議運動を支持してきた教会関係者からは、テオドロ・バカニ（司教）、ホアキン・ベルナス（神父）そしてクリスティン・タン（修道女）が任命されていた。さらに、様々なセクターからの代表も含まれていた。労働運動からは、ユーロヒオ・レルム、農民運動からは、共産党影響下の団体（KMP=フィリピン農民運動）の総裁ハイメ・タデオ⁴⁾そして芸術家からリノ・ブロッカ（映画監督）である。もっとも、ホセ・ラウレル二世元下院議長のように反マルコス派の伝統的保守政治家の範疇に属するものも少なくないが、多数を占めるには至らなかった。なお、野党代表として、民衆革命後KBLを離れフィリピン国民党（PNP）を結成していたブラス・オブレ（前労働大臣）他3名が任命された。アキノ大統領は、マルコス派から2名の委員を任命し、50名の委員会とすることを望んでいたが、適任を得られなかったと言わ

れる。

政党名簿制は、非伝統的諸勢力を代表する委員らによるセクター別代表制の主張から、曲折を経て実現したものである。彼らの主張の背景には、旧議会が地主・資本家に支配されており、農民や労働者などの周辺化されたセクターが代表される機会が乏しかった、そのため農地改革に代表される再分配を伴う重要な社会改革が進展せず、共産主義が勢力を増大した等の認識があった。したがって、周辺化されたセクターが代表される仕組みを憲法で提供することが必要だと考えたのである。更に、そのような仕組みにより、従来の制度では代表を選出する機会がないと感じている大勢の人々の政治への関心を増進し、非合法的手段に訴える必要がなくなり、非伝統的政党の発達と民衆組織の参加を伴う活力に満ちた民主主義の実現が期待された（ConCom 1986-a: 84）。

ところで、形式的には民主的な選挙制度の下で、議会が国民全体の少数である地主・資本家により支配され、大多数を占める農民や労働者が代表されない状況の一般的説明は、クライエントリズムである。すなわち、フィリピンの政治構造を価値の交換が行われる二者間関係（ダイアド）のネットワークとしてとらえ、特に社会的地位が異なる縦の二者間関係（パトロン＝クライアント関係）の連鎖からなるピラミッド型ネットワークを重視する見方である。事実、フィリピンの主要政党を形成する伝統的保守勢力は、各地方の名望家の連合体であり、党を牛耳る有力政治家のほとんどが大地主か資本家であった。彼らは、地元の地方政治家の間に多くのフォロワーを持っており、更に地方政治家は、下層農民に影響力を持つ村レベルの有力者の間に多くのフォロワーを持っていた。ここでは、主義主張や政策よりも政治家の個別主義的な利害関係の方が政治を動かすより大きな要因であった。選挙においては、大地主から小作農まで異なった社会階層を横断するリーダー＝フォロワー（パトロン＝クライアント）関係の広大な

ネットワークが集票組織として動員され、選挙後には、当選への貢献度に応じた論功行賞がおこなわれたのである。

2. 憲法制定委員会における政党名簿制に関する条文の審議過程

さて、憲法制定委員会で立法府に関する条項の起草を担当した「立法府担当小委員会」による当初の草案において、政党名簿制に関する規定を含む条項は、次のようなものであった。

「議会は、住民の人口に比例して各州及び各市に配分される小選挙区から選出される議員と法律の規定にしたがいセクターおよび政党名簿から選出される議員により構成され、議員数は250名を超えない。セクターおよび政党名簿選出議員数は、いかなる場合も議会の全議員数の20%を超えてはならない（ConCom 1986-a: 41）。」

この草案は、本委員会においていくつかの実質的改正が加えられた。特に、議会を一院制ではなく戒厳令前と同様の二院制とし、その下院もやはり小選挙区を中心とする方向が固まると、上院と下院小選挙区では伝統的保守政党の絶対的優位が予想されたため、小選挙区によらない議席をどれだけ設け、どのようにセクターの代表を確保するかが、特にセクター別代表制を主張する委員たちにとって重要課題となった。

ところで、セクター別代表制を選挙制度として実現するには、次に挙げる3つの大きな難点があった。第一は、セクターの選択、すなわち、どのセクターに代表権を認めるか（そして、どのセクターには認めないか）という問題である。第二は、誰が特定セクターにおいてセクター別代表を選出するための投票権を持つ当該セクターの構成員であるかという問題である。これには、所属セクターは本人の申告により決定するのか、2つ以上のセクターにまたがる人をどの様に扱うのか等、厄介

な問題がある。そして、第三は、一部の有権者には2票（セクター別代表選挙と小選挙区）与え、他の有権者には1票（小選挙区）しか与えないことから生じる不平等という問題である（ConCom 1986-a: 85）。

政党名簿制は、上記3つの問題を回避するためクリスチャン・モンソッド委員により考案されたものである。同委員が描いていた当初の構想は、次のようなものであった。政党名簿制の下において、特定セクターのための指定席はない（したがって、セクターを選択し法律で指定する必要がない）。例えば、農民や労働者は、セクター政党ないしセクター組織を結成し、候補者を立てればよい。すべての有権者は、差別なく2票を与えられる（したがって、平等性が確保される）。有権者は、まず小選挙区の候補者に投票し、次に議会に代表させたい政党ないし組織に投票する。有権者は、どの政党に投票してもよい（したがって、誰がセクター別代表を選出するための投票権を持つ特定セクターの構成員であるか決定する難問は生じない）。例えば、農民でなくても農民の政党に投票することができる。そして、選挙管理委員会は、各政党の得票を集計し、得票率を計算する。下院の議員定数が250名で政党名簿制選出議員を50名とした場合、1つの政党が獲得できる最大議席をその30%（15議席）とする。1つの政党が獲得できる議席数に上限を設ければ、主要政党は2つか3つで、他のセクター別ないし地域的グループが議席を獲得するために開かれていることを意味する（ConCom 1986-a: 259）。各政党は、選挙管理委員会に登録する時、15名の候補者の名簿を提出する。投票後、2.5%以上の得票率を獲得した政党の間で、50議席を得票率にしたがい比例配分する。これは、全国に50万人の有権者の支持を持つ政党は、議席を得ることができることを意味する。（小選挙区は、下院議席数とフィリピンの有権者数から計算して、20万人の有権者に対し1つの割合で配分されることになっていた。）全国的あるいはセクターを基盤とした支持者を持つ政党は、小選挙

区で勝てなくても、議席を獲得できる機会が保証される（ConCom 1986-a: 86）。モンソッド委員は、さらに選挙方法を明確にするため、立法府担当小委員会による草案のうち「セクターおよび政党名簿から選出される議員」という部分を「登録された全国的、地域的およびセクター別政党ないし組織の政党名簿制により選出される議員」に改正するよう提案している（ConCom 1986-a: 252-253）。

モンソッド委員の構想に対し、強い反対意見も存在した。労働運動代表のレルム委員は、「投票するのがフィリピンの有権者全体であるなら、労働セクターが代表されない可能性がある。セクター別代表は当該セクターの構成員により選出されるべきである（ConCom 1986-a: 254）」と主張した。農民運動代表のタデオ委員は、「小選挙区制で議席を獲得する政党が政党名簿制でも支配的になり、セクターがなくなってしまう（ConCom 1986-a: 254）」との危惧を表明し、議席を周辺化されたセクターに与える必要を訴えている。さらに、知識人代表のヴィリヤコルタ委員は、全下院議席の30%をセクターと政党名簿との間で平等に配分する改正案を提案した。同委員は、セクターに優先権が与えられない限り、セクター別候補が伝統的保守政党と競合して同様な勝ち目があるとすることに疑問を抱き、選出手続きを決定するのが困難だという理由で、セクター別代表の考えを棚上げすべきではないと主張したのである（ConCom 1986-a: 256）。

この意見対立は、一時暗礁に乗り上げたかのようには思われたが、他の委員も巻き込んだかたちで両者の立場を妥協させる改正案が本委員会に提出されることになった。それは、当初の憲法草案の政党名簿制に関する条項にある「セクターおよび政党名簿から選出される議員」という部分を「法律の規定にしたがい、登録された全国的、地域的およびセクター別政党ないし組織の政党名簿制により選出される議員」と改正し、その上で「政党

名簿制選出議員は、下院全議席の20%を構成する。そして、本憲法批准後最初の2期については、政党名簿制に配分される議席のうち25議席は、労働、農民、都市貧民、および青年セクターから、法律の規定にしたがい、選出 (selection) あるいは選挙 (election) により充足される (ConCom 1986-a: 561)。」という文言を付け加えるものであった。要するに、限定された期間、特定のセクターに政党名簿制に配分される議席の半数を優先的に与え、議員の選出方法は、議会の定める法律に委ねる、ということである。

しかしながら、この妥協案にしても、ほとんどの委員に直ちに受け入れられるというわけにはいかなかった。論争点は、第一に、セクターの指定席 (政党名簿制に配分される議席のうち特定のセクターに優先的に与えられる議席) の期限を限定する問題、第二に、指定席を与えられるセクターの選定の問題、そして第三に、指定席に座るセクター別代表議員の選出方法の問題であった。

第一の問題について、セクター別代表制を強く支持してきた委員からは、指定席は期限を設けず永続的にすべきとの主張⁵⁾がなされる一方、その対極としてオプレ委員から、「周辺化されたセクターが指定席を与えられている間に組織化を進め勢力を結集することにより、指定席の期間が終了した後は選挙で十分戦えるようになっているであろう (ConCom 1986-a: 567-568)」という妥協案を支持する意見が表明された。そして、両者の間には、様々な意見の分布があった。⁶⁾ この指定席の期限に関する議論は、最終的には票決により、指定席の期間を3期とすることで決着した。

第二の指定席を与えるセクターの選定についても、他のセクターも加えることを中心にいくつかの提案がなされた。ベナゲン委員は、少数民族 (indigenous cultural communities) を加えるよう提案し、その理由を、彼らが周辺化されているというよりも、彼らが慣習法を持っており、それが

先祖伝来の土地のように彼らの中心的関心事に係っているからであり、また、彼らを加えることが土着の法制度を組み込み真にフィリピン的な法制度を発展させる機会を提供するであろうからである、とした (ConCom 1986-a: 567)。その他、女性と老人 (ConCom 1986-a: 574) や退役軍人 (ConCom 1986-b: 665) をそれぞれ別個のセクターとして追加すべきだ等の意見が出され、一時収拾がつかなくなりかけたが、最終的には、憲法に列挙するのは当初の4セクターに少数民族と女性を加えるのみとし、他のセクターの追加は法律の定めるところに委ねる旨の規定を置くことで合意に到った。

第三の指定席に座るセクター別代表議員の選出方法に関しては、具体的選出方法を憲法に規定せず議会の立法に委ねても良いのかという実質的問題⁷⁾と、憲法に具体的規定を書くだけの時間的余裕があるのかどうか、また、法律に委ねる場合、まだ議会の存在しない憲法批准後第一回目の選挙はどうするのかという技術的問題があった。具体的選出方法に関しては、指定席の期間が最終的に3期に限定されたこともあり、選挙によることを憲法に明記する立場は盛り上がりせず、結局法律に委ねることが認められた。最後の点に関しては、第一回目の選挙に限らず法律による規定がなされていない期間は、各セクターにより推薦された候補者のリストの中から大統領が任命することを経過規定に書き入れることとなった。

以上の審議過程をたどり最終的に採決された政党名簿制に関する憲法の規定は、以下ようになった。そして、その規定を含んだ憲法は、翌1987年2月の国民投票において批准されたのである。

第6条 (議会) 5項。

(1) 下院は、住民の人口に比例して各州、各市およびマニラ首都圏に配分される小選挙区から選出される議員と、法律の規定にしたがい、登録された全国的、地域的およびセクター別

政党ないし組織の政党名簿により選出される議員により構成され、議員数は、法律により別に定められない限り250名を超えてはならない。

- (2) 政党名簿選出議員は、政党名簿選出議員を含む下院議員総数の20%を構成する。本憲法批准後連続する3期の間、政党名簿選出議員に配分される議席の半数は、労働者、農民、都市貧民、少数民族、女性、青年、そして法律が規定することができる宗教以外のその他のセクターから、法律の規定にしたがい選出(selection)あるいは選挙(election)により補充される。

第18条(経過規定) 7項。

法律が成立するまでの間、本憲法第6条5項の(2)において指定されたセクター別代表議席は、各セクターにより推薦された候補者のリストの中から大統領が任命する。

Ⅲ. 政党名簿制法の骨子と立法過程における論争点

憲法に規定された政党名簿制は、1995年の政党名簿制法(共和国法第7941号)によって具現された。同法は、1994年になってから上院と下院で1995年5月の選挙をめざして審議されてきたが、1995年2月に開催された両院協議委員会の段階で時間的制約が明らかとなり、1998年選挙から適用することを前提に成立した。したがって、憲法が発効してから実施された最初の3回の議会選挙、すなわち、1987年、1992年、および1995年の選挙では、政党名簿制選挙はおこなわれなかった。そして、憲法の経過規定にしたがい、政党名簿選出議員に配分される議席の半数は、大統領による任命の対象となった。⁸⁾ 本節では、政党名簿制の性格とその後生じる諸問題を理解するために不可欠な政党名簿制の目的、セクターの選定、及び参加資格の3つの項目に、選挙制度の記述・分類に通

常使用される選挙区、投票方法、及び議席配分方法の3項目を加え、それら6項目に沿って、政党名簿制の骨子を記述するとともに、その立法過程で戦わされた論争点を議会議事録に依拠して抽出する。当時の議会は、選挙に強い伝統的保守勢力がすでに支配的になっていたが、大統領に任命された下院のセクター別代表議員の主張が立法過程で一定程度受け入れられている。

1. 政党名簿制の目的

政党名簿制の目的については、政策宣言を謳っている政党名簿制法第2条の全文を引用するだけで十分であろう。「国は、登録された全国的、地域的、及びセクター別政党ないし組織、又はその連合体の政党名簿制をとおして、下院議員選挙における比例代表制を促進する。それは、周辺化され十分に代表されていないセクター、政党、及び組織に所属し、明確に定義された支持者を持たないが、国全体に寄与する適切な法の形成と制定に貢献することの出来るフィリピン市民が、下院の構成員になることを可能にする。この目的のために、国は、彼らが下院議席を獲得する機会を促進することにより下院における政党、セクター、ないし集団の利害の最も広範な代表を達成するため、十分に自由な開かれた政党制度を発展させ保障し、可能な限り分かりやすい枠組みを提供する。」

2. 参加資格

政党名簿制法第5条は、「どのような組織された人々の集団も、全国的、地域的、又はセクター別の政党、組織、ないしその連合体として政党名簿制への参加を望むことを表明した請願書を(中略)選挙管理委員会に提出することにより、政党名簿制を目的とした政党、組織、ないし連合体として登録することができる。」と規定している。この文言だけからは、政党名簿制が全ての人々に開かれているように見える。ただし、1998年選挙においては、1995年選挙直後の下院議員数で5番目ま

での政党⁹⁾は、同法第11条により参加を禁止されていた。また、同法第6条は、8項目の登録の拒否及び取消し事由を挙げており、その中には、宗教組織および少なくとも直近2回の選挙において参加しなかったか2%の得票率を獲得しそこなったものが含まれている。

上院の「選挙改革および民衆参加委員会」が起草した当初法案（上院法案第1913号）において、過去2回の選挙で投票総数の少なくとも10%¹⁰⁾を獲得できなかった政党は登録を取り消されること（法案第5条、7項）、そして、小選挙区に候補を擁立した政党は、政党名簿制選挙に参加できないこと（法案第5条、8項）が規定されていた。本会議では、進歩派が参加資格としての最低得票率10%を高すぎるとして批判する一方、保守派は、それを支持すると同時に、小選挙区に候補を立てる主要政党の参加も認めるよう主張していた。¹¹⁾ 上院の最終案は、参加資格としての最低得票率を2%に設定（Senate 1994: 349）する一方、小選挙区と政党名簿制の両者への同時参加を認めた（Senate 1994: 342）。

下院の「選挙権および選挙改革委員会」が起草した当初法案（下院法案第3043号）には、特別な参加資格制限は設けられていなかった。本会議では、農民セクター代表のレオニー・モンテマヨール議員は、周辺化されたセクターの代表を確保するため、各政党が提出する候補者の名簿に特定セクターからの候補者を一定割合（例えば、20%）含めることを提案した（House of Representatives 1995: 320）。また、アルバイ1区選出のエドゥセル・ラグマン議員は、小政党が議席を獲得できる機会を拡大するために、政党名簿制法成立後3回の選挙において三大政党の参加を禁止する修正案を提起し（House of Representatives 1995: 337）、もう一人の農民セクター代表議員ヴィック・タグレも、同様の意見を表明している（House of Representatives 1995: 545）。下院の最終案では、候補者名簿の条件は受け入れられなかったが、

法律発効後3回の選挙において5大政党の参加が禁止されていた（House of Representatives 1995: 609）。

3. セクターの選定

憲法第6条5項（1）は政党名簿制選出議員の選出方法を法律の規定にゆだねているが、上院が提案した議員選出方法において、セクターの選定は重要な意味を持っていた。上院の当初法案第11条は、政党名簿制選出議員の議席を全国的政党ないし組織、地域的政党ないし組織、そしてセクター別組織の3つに一定比率で割り当て、セクター別組織に割り当てられた議席は、労働者、農民、都市貧民、少数民族、老人、障害者、および在外フィリピン人の7セクターからの候補者に可能な限り平等に配分されなければならないとしていたからである（Senate 1994, 118）。本会議において、ヴィグベルト・タニャダ上院議員が憲法に挙げられているが同法案にはない女性と青年を、元国軍参謀総長のロドルフォ・ピアゾン上院議員が退役軍人を、そしてアガピト・アキノ上院議員が漁民をセクターに加えるよう主張し、受け入れられた（Senate 1994: 194, 337, & 339）。議席割当の考えを取らなかった下院法案は、憲法の規定する6セクターを繰り返したただけであった（House of Representatives 1995: 609）が、両院協議委員会の結果、上院の議員選出方法が退けられる一方、セクターには、専門職を加え12のセクターが政党名簿制法に列挙されることとなった。そしてこれは、後述する2001年選挙における参加資格をめぐる訴訟に一定の意味を持つことになる。

なお、憲法第6条5項（2）が、憲法批准後3期の間、政党名簿選出議員に配分される議席の半数を、労働者、農民、都市貧民、少数民族、女性、青年、そして法律が規定することができる宗教以外のその他のセクターから、法律の規定にしたがい選出（selection）あるいは選挙（election）により補充するとしたため、当初1985年選挙を目指

していた政党名簿制は、セクターの選定とセクター代表議員の選び方を法律で定める必要があった。しかながら、同法は、最終的に批准後4期目に当たる1998年選挙から実施することを前提に成立したので、セクターの選定もセクター代表議員の選び方も、批准後3期との関連では意味がなくなった。

4. 選挙区

政党名簿制は全国を1つの選挙区とする大選挙区制をとっている(政党名簿制法第10条)。但し、上院の法案では、当初案から最終案まで一貫して、政党名簿制選出議員の議席を、全国的政党ないし組織、地域の政党ないし組織、そしてセクター別組織の3つに一定比率で割り当てることが提案されていたことは上述したとおりである。これは、政党等が議員定数を配分されたどれか1つの区分に参加するという意味で、地理的基準ではないにせよ、3つの選挙区を形成することを意味していた。(参加政党等は、その性格によって参加する選挙区が決定され、有権者は、支持政党等が参加する選挙区で投票することになったであろう。)しかしながら、両院協議委員会の段階で、この考えは採用されず、全ての政党等が1つの大選挙区に参加する方式に落ち着いた。

5. 投票方法

有権者が1つの政党等に投票する単記式が採用されている(政党名簿制法第10条)。この点に関しては、立法過程で意見対立は見られなかった。但し、3年毎に同時選挙が行われていることから、有権者は、他に、正副大統領候補(但し、6年毎)、上院議員候補(半数改選で12名)、下院小選挙区候補、正副州知事候補、州評議員候補(複数)、市(町)長、副市(町)長、及び市(町)評議員候補(複数)の計30人前後の候補者名を1枚の投票用紙に書き入れる。また、政党名簿制のみ候補者個人にではなく政党等に投票する。政党等は、

必要票数を獲得した場合に議席を得る5人以上の候補者の名簿を前もって選挙管理委員会に提出する(政党名簿制法第8条)。

6. 議席配分方法

議席配分方法としては、比例代表制が採用されると同時に、議席獲得に要する最低得票率と1政党等が獲得できる最大議席数に制限が設けられた。政党名簿制法は、その第11条において、「政党名簿制に投じられた全票数の少なくとも2%を獲得した政党、組織、及び連合体は、1議席ずつ得る権利を持つ。2%以上獲得した政党等は、得票総数に比例して追加的議席を獲得する権利を持つ。全ての政党は、3議席を超える権利を持たない。」と定めている。

上院の当初法案において、1政党等が獲得できる議席数の上限は5(ただし、1995年選挙では3)に設定されていた。また、政党名簿制選出議員の議席は、全国的政党ないし組織、地域の政党ないし組織、そしてセクター別組織の3つに割り当てられており、その比率は、30%、30%、そして40%であり、最期の40%は、前述した7セクターに可能な限り平等に配分することとされていた(同法案第11条)。本会議での審議過程において、議席数の上限を廃し得票数を議席数に直接反映させるべきとする主張がなされた(Senate 1994: 126)が、この改正案にはウィグベルト・タニャダ上院議員から政党名簿制の目的に反するとして強い反対が表明され(Senate 1994: 344-346)、上限を10議席とする妥協案に落ち着いた(Senate 1994: 349)。議席の割当比率は、11のセクターを列挙したことに伴い、30%、20%、そして50%とされ、列挙されたセクターは、最低1議席を配分されることが採択された(Senate 1994: 352)。最低得票率については、参加資格との関係で議論されたが、議席配分方法との関連では言及されていない。

下院当初法案では、議席は上限を設けず得票数

に比例して配分し（House of Representatives 1994）、最低得票率は5%に設定されていた。これは、大政党に有利なものであり、伝統的保守勢力が議会で支配的になっていたことの反映でもあった。しかし、この法案は、セクター別代表議員の主張により本会議で大幅に修正される。例えば、農民セクター代表のレオニー・モンテマヨール議員は、憲法の意図ができるだけ多くの政党や組織が代表される機会を提供することにあるとの立場から、1政党の獲得できる最大議席数を可能な限り少なく限定することを主張し（House of Representatives 1995: 319）、上限3議席とする案が採用された。労働セクター代表のテミストクレス・デホン議員は、議席獲得のための最低得票率を2～3%に引き下げることがを提案している（House of Representatives 1994: 326）。

政党名簿制法の規定は、上院と下院の相違を埋めるために開催された上下両院協議委員会での妥協案であり、議席配分方法については、最低得票率と最大議席数に関する議論が中心となった（Senate 1995）一方、その間でどのように比例配分するかは具体的に定められなかった。

IV. 議席配分方法の諸問題

参加政党等へ配分される議席数の具体的算出方法が法律に規定されていないことは、実際の議席決定において大きな問題を引き起こすことになった。以下、第1回目の1998年選挙から第4回目の2007年選挙までにおいて、実際に議席がどのように配分されたかを確認し、その過程で主張された様々な議席配分方式について検討する。

表1 1996年選挙管理委員会議席配分方式

a 政党 組織 連合体	b 得票数	c 政党名簿制 投票総数	d 得票率	e 配分議席数	f 消化率(%)	g 差	h 順位	i 追加議席数	j 合計議席数
		24,081,034	(b/c)	得票率2%毎 に1議席 上限3議席	(e x 2%)	(d - f)			(e + i)
A	1,385,051		8.24%	3	-	-	-	-	3
B	1,638,427		6.80%	3	-	-	-	-	3
C	1,532,256		6.36%	3	-	-	-	-	3
D	1,525,995		6.34%	3	-	-	-	-	3
E	1,500,015		6.23%	3	-	-	-	-	3
F	1,457,040		6.05%	3	-	-	-	-	3
G	1,412,085		5.86%	2	4	1.86	1	1	3
H	1,045,899		4.34%	2	4	0.34	11	0	2
I	1,332,260		5.53%	2	4	1.53	2	1	3
J	1,332,255		5.53%	2	4	1.53	2	1	3
K	1,244,365		5.17%	2	4	1.17	5	1	3
L	1,236,689		5.14%	2	4	1.14	6	1	3
M	1,226,540		5.09%	2	4	1.09	8	1	3
N	1,188,445		4.94%	2	4	0.94	9	1	3
O	1,103,251		4.58%	2	4	0.58	10	1	3
P	977,890		4.06%	2	4	0.06	12	0	2
Q	770,052		3.20%	1	2	1.2	4	1	2
R	756,454		3.14%	1	2	1.14	6	1	2
S	445,657		1.85%	0	0	-	-	-	0
T	370,408		1.54%	0	0	-	-	-	0
				40				10	50

出典：(COMELEC 1996: Annex "A")

注：表の数字が一部合わず、政党Hの順位が得票順でないが、原典のままである。

1. 1998年選挙と4つの議席配分方式

(1) 1996年選挙管理委員会議席配分方式

1996年6月、選挙管理委員会は、1998年初めて実施される政党名簿制選挙運用のための規則を制定し、その中で議席配分方式を架空の具体例（20の参加政党が50の議席を争う場合を想定）を用いて表で示した（COMELEC 1996: Annex “A”）（表1参照）。ここでは、得票率2%毎に1議席（すなわち、2%で1議席、4%で2議席、6%で3議席）配分を基本とし、残り議席は、各政党の剰余（得票率から当初配分議席獲得に要した2%又は4%を引いた差）の大きい順に配分することになっている。但し、政党名簿制法第11条にしたがい、得票率が2%満たない政党には議席を配分せず、1政党3議席を上限としていた。これは、上限議席数と下限得票率の制約を設定した上で、最大剰余法による比例代表制の原理を用いたものである。

(2) 選挙管理委員会簡便方式

1998年5月11日の選挙において、小選挙区選出下院議員議席数が208に定められたため、政党名簿制選出下院議員議席数は52となっていた。政党名簿制選挙には123という多数の政党ないし組織が参加したため、同一セクター内の競合も多く、票が拡散した。その結果、最高得票を得たAPECの得票率でさえ5.50%で、議席獲得に必要な得票率2%を超えたのは、13政党だけとなった（表2参照）。

選挙管理委員会は、議会が召集される4日前に当たる6月26日、自身が作成した1996年配分方式を適用せず、得票率4%以上6%未満のAPECに2議席、2%以上4%未満であった他の11政党に1議席ずつ配分し、合計13名の当選者を宣言し（COMELEC 1998-a）、9月9日には、ミンダナオの一部地域における特別選挙により第13位の政

表2 1998年政党名簿制選挙における上位50政党、組織、ないし連合体の得票数及び得票率

政党、組織、ないし連合体	得票数	得票率
1. APEC	503,487	5.50%
2. ABA	321,646	3.51%
3. ALAGAD	312,500	3.41%
4. VETERANS FEDERATION	304,902	3.33%
5. PROMDI	255,184	2.79%
6. AKO	239,042	2.61%
7. SCFO	238,303	2.60%
8. ABANSE! PINAY	235,548	2.57%
9. AKBAYAN	232,376	2.54%
10. BUTIL	215,643	2.36%
11. SANLAKAS	194,614	2.13%
12. COOP-NATCCO	189,802	2.07%
13. COCOFED	186,388	2.04%
14. SENIOR CITIZENS	143,444	1.57%
15. AKAP	136,650	1.49%
16. AKSYON	132,913	1.45%
17. PINATUBO	128,122	1.40%
18. NUPA	122,183	1.33%
19. PRP	121,436	1.33%
20. AMIN	111,396	1.22%
21. PAG-ASA	102,977	1.12%
22. MAHARLIKA	102,064	1.11%
23. OCW-UNIFIL	101,739	1.11%
24. PCCI	101,147	1.10%
25. AMMA-KATIPUNAN	100,895	1.10%
26. KAMPIL	100,269	1.10%
27. BANTAY BAYAN	95,233	1.04%
28. AFW	95,138	1.04%
29. ANG LAKAS OCW	93,628	1.02%
30. WOMENPOWER INC.	92,891	1.01%
31. FEJODAP	90,404	0.99%
32. CUP	87,772	0.96%
33. VETERANS CARE	86,689	0.95%
34. 4L	81,298	0.89%
35. AWATU	80,527	0.88%
36. PMP	78,465	0.86%
37. ATUCP	75,505	0.82%
38. NCWP	73,796	0.81%
39. ALU	73,145	0.80%
40. BIGAS	69,524	0.76%
41. COPRA	69,135	0.76%
42. GREEN	69,045	0.75%
43. ANAKBAYAN	68,708	0.75%
44. ARBA	65,051	0.71%
45. MINFA	64,911	0.71%
46. AYOS	64,847	0.71%
47. ALL COOP	63,820	0.70%
48. PDP-LABAN	62,172	0.68%
49. KATIPUNAN	61,873	0.68%
50. ONEWAY PRINT	60,982	0.67%

出典：(COMELEC 1998-c)

党 (COCOFED) が得票率 2% を超えたため、その候補者 1 名の当選を追加した (COMELEC 1998-b)。ただし、これには 2 つの少数意見があり、テレシタ・フローレス選挙管理委員は、(1996 年配分方式にしたがい) 13 政党の候補者をそれぞれ 1 名ずつ追加当選させるべきとの意見を表明し、ルスヴィミンダ・タンカンコ選挙管理委員は、13 政党全てに 3 議席与えるべきとの意見を表明している。前者によれば、当選者は 27 名となり、後者によれば当選者は 39 名となる (COMELEC 1998-b)。

因みに、この得票率 6% 以上の政党に 3 議席ずつ、4% 以上 6% 未満の政党に 2 議席ずつ、そして 2% 以上 4% 未満の政党に 1 議席ずつ配分する方式は、後に選挙管理委員会簡便方式 (Simplified COMELEC Formula) と呼ばれている。

(3) 選挙管理委員会第二部会方式

これに対し、参加政党の 1 つで第 21 位の PAG-ASA は、7 月 6 日、選挙管理委員会に対し、得票率 2% を達成している 12 政党に 1 議席ずつ追加配分し、残り 27 議席を第 13 位から第 39 位の政党に 1 議席ずつ追加配分し、52 名を当選させるよう請願した。その根拠は、下院総議席の 20% を満たすことは憲法上の義務である、ということであった (PAG-ASA 1998)。そして、他の関係政党も PAG-ASA に同調した (COMELEC 1998-d: 3)。

これを受けて、選挙管理委員会第二部会 (Second Division) は、10 月 15 日付けで、すでに当選していた 13 政党の 14 名に加えて、新たに第 14 位から第 51 位の 38 政党ないし組織の第 1 順位の候補者を当選させる決定を下した。その理由は、以下の通りであった。まず、憲法は、52 名の下院議員を政党名簿制により選出することを要求しており、法律の技術的規定が選挙民の真の意図を決定する障害になる場合は、政党名簿制の本質に基づいて決定すべきである。その本質に関しては、3 つの要素が挙げられる。第一に、周辺化された諸セク

ターが下院に代表されること、第二に、フィリピン社会が最も広範に代表されること、そして第三に、多党制を促進することである。その上で、同第二部会は、その決定を、この制度が想定する全ての周辺化されたセクターを代表し、フィリピン社会を最も広範に代表し、そして、公平性と正義を損なわない範囲内で最も多くの政党、組織、及びセクターを許容するものであると正当化した (COMELEC 1998-d)。そして、この第二部会の決定は、翌 1999 年 1 月 7 日、2 名の委員の反対を押し切り、選挙管理委員会の決定となった (Supreme Court 2000: 17-18)。

(4) 2000 年最高裁判決とパガニバン方式 (Panganiban Formula)

上記選挙管理委員会決定は、すでに当選している政党名簿制選出議員及び所属政党ないし組織の多くと議会から多くの反発を引き起こした。得票率 2% を超えている 12 の政党等は、最高裁判所に対し同決定の執行差し止め請願を行なうと同時に、得票率に応じた 2 議席以内の追加議席配分を求めた (Supreme Court 2000: 15-16)。

最高裁判所は、追加当選者を出せないよう即座 (1999 年 1 月 12 日) に現状維持を命じた上で、2000 年 10 月、選挙管理委員会の 1999 年 1 月 7 日付け決定を無効とすると同時に、請願者 (得票率 2% を超えている政党等) にも追加議席配分を認めない判決を下した。その根拠として、議席配分における 4 つの不可侵の要素が挙げられた。すなわち、(1) 政党名簿選出議員は、下院総議席数の 20% を超えてはならない。(2) 政党名簿制への有効投票総数の少なくとも 2% を獲得した政党のみが、下院議席を得る資格を持つ。(3) 下院議席を得る資格を持つ政党は、得票数に係わりなく、最大 3 議席 (最初の 1 議席と追加的 2 議席) しか獲得できない。(4) 資格を持つ政党が獲得できる追加的議席は、得票数に比例して算出される (Supreme Court 2000: 4)。上記 (2) と (3) は、

憲法及び政党名簿制法の条文の文字通りの適用であるが、(1)と(4)については解釈の余地があり、最高裁は、次の立場を取った。前者について、下院総議席数の20%は、上限に過ぎず、常に完全に満たさなければならない義務ではない(Supreme Court 2000: 21-28)。後者については、第1位の政党の得票数に対する第2位以下の政党の得票数の比率により追加議席数を配分する。これは、政党間(特に第一位の政党と他の政党との間)における得票数と追加的議席数の比例関係を最重要視する考えである。

では、2000年最高裁判決における配分方法(それを起案した判事の名に因みパガニバン方式と呼ばれる)は、どのように参加政党の議席数を算出するのであろうか。まず、得票率2%を超えたすべての政党に1議席を配分する。次に、第1位の政党について、その得票率が6%を超えている場合は2議席を追加、4%以上6%未満の場合は1議席を追加、4%未満の場合は追加議席なしとする。第2位以下の政党の追加議席数は、その(当該政党追加議席数の)第1位政党追加議席数に対する割合が、当該政党得票数の第1位政党得票数に対する割合と同じになるよう決定される。(但し、小数点以下の端数は切り捨てる。)この方式は、以下のように表現することもできる(Supreme Court 2000: 37-47)。

$$\text{当該政党追加議席数} = (\text{当該政党得票数} \div \text{第1位政党得票数}) \times \text{第1位政党追加議席数}$$

最高裁は、全ての政党に得票率2%毎に追加議席を1つずつ配分(上限3議席)する方式についても言及し、得票率20%の政党にも、得票率10%の政党にも、得票率6%の政党にも3議席配分されるため、比例代表に反すると批判した(Supreme Court 2000: 33-34)。そして、選挙管理委員会がこれまでに宣言した13政党の14名の当選者は、幸運にも「パガニバン方式」に合致するとし(Supreme Court 2000, 47)、これにより、1998年政党名簿選出下院議員は、その14名に確定したのである(表3参照)。

2. 2001年選挙と議席配分

2001年政党名簿制選挙は、当初162の政党、組織、ないし連合体が選挙管理委員会により参加を認められた。しかしながら、後に述べるように、選挙後に提起された訴訟を受けて最高裁判所が選挙管理委員会に対し参加政党資格審査のやり直しを命じた結果、46政党のみが参加資格を認められ、票が再集計された。政党名簿制に投じられた15,118,815票のうち、その半数を超える8,595,630票が、失格となった116の政党等に投じられており無効扱いとなった(Supreme Court 2003-a: 29-30)。そのため、12の政党ないし組織が2%の得

表3 1998年政党名簿制選挙におけるパガニバン方式による議席配分

政党、組織、ないし連合体	得票数	得票率	当初議席数	追加議席数(小数点以下切捨て)	合計議席数
1. APEC	503,487	5.50%	1	1	2
2. ABA	321,646	3.51%	1	$321,646/503,487 \times 1=0.64$	1
3. ALAGAD	312,500	3.41%	1	$312,500/503,487 \times 1=0.62$	1
4. VETERANS FEDERATION	304,902	3.33%	1	$304,902/503,487 \times 1=0.61$	1
5. PROMDI	255,184	2.79%	1	$255,184/503,487 \times 1=0.51$	1
6. AKO	239,042	2.61%	1	$239,042/503,487 \times 1=0.47$	1
7. SCFO	238,303	2.60%	1	$238,303/503,487 \times 1=0.47$	1
8. ABANSE! PINAY	235,548	2.57%	1	$235,548/503,487 \times 1=0.47$	1
9. AKBAYAN	232,376	2.54%	1	$232,376/503,487 \times 1=0.46$	1
10. BUTIL	215,643	2.36%	1	$215,643/503,487 \times 1=0.43$	1
11. SANLAKAS	194,614	2.13%	1	$194,614/503,487 \times 1=0.39$	1
12. COOP-NATCCO	189,802	2.07%	1	$189,802/503,487 \times 1=0.38$	1
13. COCOFED	186,388	2.04%	1	$186,388/503,487 \times 1=0.37$	1

出典: (Supreme Court 2000: 46)

票率を達成し、第1位の Bayan Muna は24.95%、第2位の APEC は11.71%とこれまでにない高得票率となった。また、4政党が4%以上6%未満、6政党が2%以上4%未満であった（表4参照）。

表4 2001年政党名簿制選挙における上位46政党、組織、ないし連合体の得票数及び得票率

政党、組織、ないし連合体	得票数	得票率
1. Bayan Muna	1,708,253	26.19%
2. APEC	802,060	12.29%
3. AKBAYAN	377,852	5.79%
4. BUTIL	330,282	5.06%
5. CIBAC	323,810	4.96%
6. BUHAY	290,760	4.46%
7. AMIN	252,051	3.86%
8. ABA	242,119	3.71%
9. COCOFED	229,165	3.51%
10. PM	216,823	3.32%
11. SANLAKAS	151,017	2.31%
12. ABANSE! PINAY	135,211	2.07%
13. AKO	126,012	1.93%
14. ALAGAD	117,161	1.80%
15. ELDERLY	106,496	1.63%
16. ATUCP	103,273	1.58%
17. MARITIME	98,946	1.52%
18. OFW	97,085	1.49%
19. AMMMA	65,735	1.01%
20. ANAKBAYAN	63,312	0.97%
21. AKAP	54,925	0.84%
22. MSCFO	49,914	0.76%
23. WPI	46,831	0.72%
24. AAAPFI	43,882	0.67%
25. AWATU	42,149	0.65%
26. NACTODAP	38,898	0.60%
27. SCFO	37,470	0.57%
28. TRICAP	35,807	0.55%
29. PINOY MAYK	32,151	0.49%
30. VETERANS CARE	31,694	0.49%
31. OCW-UNIFIL	29,400	0.45%
32. PWP	24,182	0.37%
33. DA	24,029	0.37%
34. PARP	23,297	0.36%
35. ARPES	22,497	0.34%
36. ARBA	22,345	0.34%
37. FEJODAP	21,335	0.33%
38. GABAY OFW	17,777	0.27%
39. AASAHAN	16,787	0.26%
40. AYOS	15,871	0.24%
41. POWER	13,050	0.20%
42. KILOS	11,170	0.17%
43. KALOOB	9,137	0.14%
44. ALYANSA	7,882	0.12%
45. KATUTUBO	6,602	0.10%
46. DFP	6,600	0.10%

出典：(Supreme Court 2003-a: 31)

この状況を受けて、2002年11月、選挙管理委員会は、最高裁の議席配分方法（パガニバン方式）に従わず、得票率6%以上の政党（Bayan Muna と APEC）に3議席ずつ、4%以上6%未満の4政党に2議席ずつ、2%以上4%未満の6政党に1議席ずつ、合計20議席を配分した（COMELEC 2002-a; COMELEC 2002-b）。その理由として、政党名簿制法第11条（b）は、資格（得票率2%以上）ある政党を第1位の政党、第2位の政党、及び他の政党のように区別しておらず、この立法院の意思を投票に表現された人々の意思に合致させるなら、Bayan Muna（第1位の政党）の追加議席数を決定する簡単な方式が資格ある全ての参加政党にも柔軟に適用されるべきことが主張された。（COMELEC 2002-a: 3-6）。

以上の選挙管理委員会決定に対し、第1位の政党 Bayan Muna から最高裁に申し立てがなされた。同決定は、最高裁の配分方法（パガニバン方式）に違反しており、得票率26.19%を獲得した Bayan Muna が3議席なのに対し、12.29%の APEC も3議席配分され、他の政党の配分議席も比例代表の原則に合致しないので無効である、というのがその内容であった¹²⁾。この申し立てに対する最高裁の決定は、事実上、選挙管理委員会の議席配分を追認した。選挙管理委員会の決定が最高裁の指示に反してなされたこと、選挙管理委員会により当選者と認められずすでに議員に就任している者の議席を剥奪することを区別せざるを得なかったのである（Supreme Court 2003-b）。選挙から2年半が過ぎた2003年11月20日のことであった。

3. 2004年選挙と議席配分

2001年政党名簿制選挙が混乱を極めたものとなったのに引き続き、2004年選挙においても議席配分方式に関し関係者（選挙管理委員会、最高裁、参加政党等）の間で考えの不一致が見られた。

選挙には、66の政党ないし組織及びその連合体

が参加し、16の政党等が得票率2%を達成した。その内、9.46%の Bayan Muna を含む3政党が6%以上、2政党が4%以上6%未満、11政党が2%以上4%未満であった(表5参照)。なお、政

表5 2004年政党名簿制選挙における上位50政党、組織、ないし連合体の得票数及び得票率

政党、組織、ないし連合体	得票数	得票率
1. BAYAN MUNA	1,203,305	9.46%
2. APEC	934,995	7.35%
3. AKBAYAN!	852,473	6.70%
4. BUHAY	705,730	5.55%
5. AP	538,396	4.23%
6. CIBAC	495,193	3.89%
7. GABRIELA	464,586	3.65%
8. PM	448,072	3.52%
9. BUTIL	429,259	3.37%
10. AVE	343,498	2.70%
11. ALAGAD	340,977	2.68%
12. VFP	340,759	2.68%
13. COOP-NATCCO	270,950	2.13%
14. AMIN	269,750	2.12%
15. ALIF	269,345	2.11%
16. AN WARAY	268,164	2.11%
17. ABA-AKO	251,597	1.98%
18. ANAD	244,137	1.92%
19. ELDERLY	236,571	1.86%
20. PGBI	213,662	1.68%
21. ANAK NG BAYAN	213,068	1.67%
22. TUCP	201,396	1.58%
23. SANLAKAS	189,517	1.49%
24. BIGKIS	186,264	1.46%
25. SUARA	164,494	1.29%
26. COCOFED	163,952	1.29%
27. SAGIP-KAPWA	161,797	1.27%
28. AKSA	156,467	1.23%
29. PMAP	144,740	1.14%
30. BANAT	143,454	1.13%
31. ABAYPAMILYA	133,952	1.05%
32. SMILE	133,425	1.05%
33. ABANSE! PINAY	115,855	0.91%
34. MIGRANTE	110,507	0.87%
35. AK	92,262	0.73%
36. ASSALAM	91,975	0.72%
37. GABAY-OFW	89,978	0.71%
38. AKAPIN	86,673	0.68%
39. P.O.P.	79,214	0.62%
40. AHONBAYAN	68,203	0.54%
41. AASJS	65,596	0.52%
42. SPI	65,231	0.51%
43. BAHANDI	61,665	0.48%
44. SCFO	55,378	0.44%
45. BTM	52,919	0.42%
46. ASAP	50,063	0.39%
47. MARITIME	48,037	0.38%
48. AGRIFIL	42,920	0.34%
49. MARCOS ROYALIST	42,050	0.33%
50. MSCFO	39,194	0.31%

出典: (COMELEC 2004)

党名簿制選出下院議員議席数は、53に増加していた。選挙管理委員会は、2001年の時と同様に選挙管理委員会簡便方式を適用し、得票率6%以上の3政党に3議席ずつ、4%以上6%未満の2政党に2議席ずつ、2%以上4%未満の11政党に1議席ずつ、合計24議席を配分した(Supreme Court 2007: 2)。その算定の基礎となった2004年5月8日付け選挙管理委員会決定第6835号(COMELEC 2004-b)は、一部参加政党から挑戦され、2007年4月13日(次の選挙の約1ヶ月前)に出された最高裁判決により無効とされた。この判決は、しかしながら、現実の矛盾を露呈するものであった。すなわち、最高裁がひとつの配分方法を示しながらも、選挙管理委員会が異なった配分方法により議席を配分し、訴訟が起こされる度に最高裁により選挙管理委員会の配分方法に対し無効判決が出されるのだが、2001年も2004年も既成事実を変更することは出来なかったのである。

4. 2007年選挙と2009年最高裁判決議席配分方式

2007年政党名簿制選挙では、93の政党ないし組織及びその連合体が参加した。また、下院小選挙区が220に増加したため、政党名簿制選出下院議員議席数は、55になっていた。(ただし、シャリフ・カブンスアン州を設置したムスリム・ミンダナオ自治法第201号が2008年7月最高裁により無効とされ、その小選挙区が消滅したので、下院小選挙区は219、政党名簿制議席総数は54に減少した(COMELEC 2009-a)。)選挙結果は、得票率7.30%のBUHAYが6.11%の Bayan Muna を押さえて第1位となった。得票率6%を超えたのはこれら2政党のみで、4%以上6%未満はCIBACのみであった。他方、2%以上4%未満は、15政党であった(表6参照)。ただし、選挙後の資格再審査において、18位のFPJPMは失格(2008年7月1日最高裁にて確定)となり、11位のBATASと34位のALIFは、まだ再審査の結論が出ていない。

表6 2007年政党名簿制選挙における上位50政党、組織、ないし連合体の得票数及び得票率

政党、組織、ないし連合体	得票数	得票率
1. BUHAY	1,169,338	7.30%
2. BAYAN MUNA	979,189	6.11%
3. CIBAC	755,735	4.72%
4. GABRIELA	621,266	3.88%
5. APEC	619,733	3.87%
6. A TEACHER	490,853	3.06%
7. AKBAYAN	466,448	2.91%
8. ALAGAD	423,165	2.64%
9. COOP-NATCCO	409,987	2.56%
10. BUTIL	409,168	2.55%
11. BATAS	385,956	2.41%
12. ARC	374,349	2.34%
13. ANAKPAWIS	370,323	2.31%
14. ABONO	347,527	2.17%
15. AMIN	340,002	2.12%
16. AGAP	331,623	2.07%
17. AN WARAY	328,814	2.05%
18. FPJPM	321,516	2.01%
19. YACAP	301,031	1.88%
20. UNI-MAD	251,804	1.57%
21. ABS	235,152	1.47%
22. KAKUSA	229,267	1.43%
23. KABATAAN	229,036	1.43%
24. ABA-AKO	228,700	1.43%
25. SENIOR CITIZENS	219,363	1.37%
26. VFP	213,095	1.33%
27. AT	200,030	1.25%
28. ANAD	196,358	1.23%
29. BANAT	188,573	1.18%
30. ANG KASANGGA	177,068	1.10%
31. BANTAY	170,594	1.06%
32. ABAKADA	169,869	1.06%
33. 1-UTAK	166,897	1.04%
34. ALIF	165,012	1.03%
35. TUCP	162,678	1.02%
36. COCOFED	156,007	0.97%
37. AGHAM	146,062	0.91%
38. ANAK	141,860	0.89%
39. ABANSE! PINAY	130,649	0.82%
40. PM	119,082	0.74%
41. AVE	114,024	0.71%
42. DIWA	113,966	0.71%
43. SUARA	111,002	0.69%
44. ANC	107,193	0.67%
45. SANLAKAS	99,658	0.62%
46. ASSALAM	97,425	0.61%
47. ABC	90,125	0.56%
48. KALAHI	89,461	0.56%
49. APOI	80,932	0.51%
50. BP	79,460	0.50%

出典：(COMELEC 2008)

選挙管理委員会は、この選挙では当初から2000年最高裁判決における議席配分方法（パガニバン方式）を適用する方針を明確にしていた（COMELEC 2007: 2-3）。まだ資格再審査の結論が出ていない11位のBATASを除くと、政党名簿選出下院議員

は22名となり（Muga 2007, 3）、これまで同様やはり政党名簿制議席の半数にも満たないことになるはずであった。しかしながら、BANAT及びBAYAN MUNA等から出されていた下院総議席数の20%を満たすための請願を審理していた最高裁は、突如2009年4月21日、新たな配分方式を示し、下院総議席数の20%を満たすよう選挙管理委員会に命じたのであった。この判決は、パガニバン方式を見直し、政党名簿制第11条（b）『政党名簿制に投じられた全票数の少なくとも2%を獲得した政党、組織、及び連合体は、1議席ずつ得る権利を持つ。2%以上獲得した政党等は、得票総数に比例して追加的議席を獲得する権利を持つ。全ての政党は、3議席を超える権利を持たない。』の内『2%以上獲得した政党等は、得票総数に比例して追加的議席を獲得する権利を持つ。』の部分を違憲と判断するものであった。その理由は、この条項のために憲法の規定する下院議席総数の20%を満たすことが不可能になるということである（Supreme Court 2009）。

それでは、この新たな配分方式（2009年最高裁配分方式）は、どのように議席を配分するのであろうか。まず、政党等を得票数と得票率に基づき順位付け、得票率2%を超えた政党等に当初配分議席として1議席ずつ配分する。次に、政党名簿制議席総数（下院議席総数の20%）と当初配分議席総数の差に各政党等の得票率を掛けて各政党等の追加配分議席数を求める。（得票率2%に満たない政党も含め）上限3議席の範囲内で、政党名簿制議席総数が満たされるまで各政党に追加議席を配分していく（Supreme Court 2009）。特異なのは、表7に示されるように政党名簿制議席総数と当初配分議席総数の差に各政党等の得票率を掛けて求めた各政党等の追加配分議席数は、1以上の場合の端数は切り捨てられ1か2となる（上限3議席の制約があるので、3以上はありえない）が、1に満たない場合は、1に繰り上げられる。（ただし、政党名簿制議席総数が満たされた時点で打ち止めとなる。）

最高裁判決を受け、選挙管理委員会は、上記最高裁議席配分方式により作成した表（表7参照）¹³⁾にしたがい、参加資格再審査結果待ちのBATASとALIFが獲得する可能性がある3議席を除き、既にバガニバン方式で確定済みの議席を含む51議席を決定したのである（COMELEC 2009-

a)。

5. 議席配分方法の比較検討

以下、過去4回の政党名簿制選挙で主張されてきた様々な議席配分方法を比較検討する。主要論

表7 2007年政党名簿制選挙における2009年最高裁議席配分方式による議席配分

順位	政党等	得票数	得票率	当初配 分議席 数	追加配 分議席 数	追加配 分議席 数整数	総議席 数
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
1	BUHAY	1,169,338	7.44%	1	2.75	2	3
2	BAYAN MUNA	979,189	6.23%	1	2.3	2	3
3	CIBAC	755,735	4.81%	1	1.78	1	2
4	GABRIELA	621,266	3.95%	1	1.46	1	2
5	APEC	619,733	3.94%	1	1.46	1	2
6	A Teacher	490,853	3.12%	1	1.16	1	2
7	AKBAYAN	466,448	2.97%	1	1.1	1	2
8	ALAGAD	423,165	2.69%	1	1	1	2
9	COOP-NATCCO	409,987	2.61%	1	0.96	1	2
10	BUTIL	409,168	2.60%	1	0.96	1	2
11	BATAS	385,956	2.45%	1	0.91	1	2
12	ARC	374,349	2.38%	1	0.88	1	2
13	ANAKPAWIS	370,323	2.36%	1	0.87	1	2
14	AMIN	347,527	2.21%	1	0.82	1	2
15	ABONO	340,002	2.16%	1	0.8	1	2
16	YACAP	331,623	2.11%	1	0.78	1	2
17	AGAP	328,814	2.09%	1	0.77	1	2
18	AN WARAY	321,516	2.04%	1	0.76	1	2
19	UNI-MAD	251,804	1.60%	0	0.59	1	1
20	ABS	235,152	1.50%	0	0.55	1	1
21	ALIF	229,267	1.46%	0	0.54	1	1
22	KAKUSA	229,036	1.46%	0	0.54	1	1
23	KABATAAN	228,700	1.45%	0	0.54	1	1
24	ABA-AKO	219,363	1.40%	0	0.52	1	1
25	SENIOR CITIZENS	213,095	1.36%	0	0.5	1	1
26	AT	200,030	1.27%	0	0.47	1	1
27	VFP	196,358	1.25%	0	0.46	1	1
28	ANAD	188,573	1.20%	0	0.44	1	1
29	BANAT	177,068	1.13%	0	0.42	1	1
30	ANG KASANGGA	170,594	1.08%	0	0.4	1	1
31	BANTAY	169,869	1.08%	0	0.4	1	1
32	ABAKADA	166,897	1.06%	0	0.39	1	1
33	1-UTAK	165,012	1.05%	0	0.39	1	1
34	TUCP	162,678	1.03%	0	0.38	1	1
35	COCOFED	156,007	0.99%	0	0.37	0	0
TOTAL				18	36	54	

著者注：得票率の計算には、選挙後に失格となったFPJMPの票を無効票として再集計された結果を利用しているため、表6とは若干異なる。また、BATASとALIFについては、参加資格再審査結果待ちのため、2009年4月24日現在、議席は配分されていない。

出典：（COMELEC 2009）

点は、1政党等が獲得できる議席の上限と議席獲得に要する最低得票率が設定されている場合、どのような比例代表の原理をもって、どのように下院全議席数の20%を満たすかである。

現行法で規定されている3議席上限と2%最低必要得票率を前提とした場合、選挙管理委員会簡便方式（追加的1議席につき2%必要とする）は、政党名簿制選挙対象議席が50である場合のみ、全議席を満たす可能性は論理的にあり得る。（憲法第6条は、「議員数は、法律により別に定められない限り250名を超えてはならない」としている。）しかしながら、このようなことは、現実には限りなく不可能に近い。また、対象議席数が50を超えた現在、全議席を満たす可能性は完全になくなった。

パガニバン方式を採用すると、第1位の政党は、6%以上の得票率を獲得すれば3議席獲得するが、第2位以下の政党は、どれだけ得票しようとも第1位の政党より議席数が少ないので、常に2議席か1議席しか獲得できない。したがって、これは、上記選挙管理委員会簡便方式より更に政党名簿制議員の議席数が少なくなる。パガニバン方式は、したがって、下院総議席数の20%を憲法の要請ではなく上限と解釈しなければ維持できない。

また、得票率2%以上獲得した政党に3議席を上限に議席を最大限配分するなら、政党名簿制選挙対象議席を満たす場合もあり得る。配分方法として、1996年選挙管理委員会議席配分方式のように最大剰余法を利用するか、あるいは最高平均法（例えばドント式）を利用すれば、比例配分の原理に反しないであろう。前者の例は、表1に提示されている通りである。後者の場合、対象議席数が2007年選挙の55だったとして、得票率2%以上獲得した政党が19以上（但し、50を超えることはあり得ない）あれば、満たすことは可能である。（例えば、上位18政党に3議席ずつ、そして第19位の政党に1議席を配分することがあり得る。）

しかし、得票率2%以上の政党が、18以下であれば、対象議席を満たせない。

2009年最高裁判決の配分方式では、対象議席を満たすことが可能となった。しかしながら、これにも上位政党と下位政党との間に1議席獲得に要する得票数および得票率に大きな格差が生じるといふ深刻な問題がある。政党名簿制議席総数と当初配分議席総数の差に各政党等の得票率を掛けて各政党等の追加配分議席数を求めるのだが、計算結果が1以上の場合は端数を切り捨て、1以下の場合には端数を繰り上げてから、議席が満たされるまで下位政党に議席を配分していくためである。2007年選挙に関して言えば、上限3議席に達しているBUHAYとBAYAN MUNAを別としても、2議席（当初配分1議席と追加配分1議席）を獲得した3位CIBACの得票率は4.81%であるのに対し、議席を得た政党等の中で最下位（34位）のTUCPは、得票率1.03%で1議席（追加配分のみ）を得ている。より比例代表の原理に忠実になろうとするなら、最高平均法（例えばドント式）の適用を検討すべきであろう。その場合、政党名簿制議席総数を対象とするか当初配分議席を差し引いた残り議席を対象とするかで若干の違いが生じるが、上限3議席の制約内でも適用可能である。最終審である最高裁の判決が2007年選挙に関して覆されることはないであろうが、次回以降の選挙で挑戦され、パガニバン方式同様見直される可能性は大いにあると筆者は考える。

なお、現在の政党名簿制の基本的性格を維持したまま議席を満たそうとする場合、2009年最高裁判決の配分方式のように得票率2%の要求を違憲とする（選挙管理委員会第二部会方式も、下院総議席数の20%を憲法の要請と解釈し、得票率2%に満たない政党等にも議席を配分しようとした）以外に、1政党が獲得できる議席数を若干増加させることがあり得る。これは、憲法の条文はそのまま、法律の改正により実現可能である。実際、1政党が獲得できる議席数上限の引上げ又は撤廃

の提案が比例代表の原理に忠実な立場からなされている (Muga 2007)。上限が高ければ高いほど、政党間の1議席当たりの得票数の差(不平等)が縮まる。しかしながら、あまり上限を高くすると、一部政党による寡占状態が出現し、彼らが主要政党化していく一方、他の周辺化され十分に代表されていないセクターが取り残され、広範な代表の実現が阻害される危険性がある。これは、政党名簿制導入の目的に沿わない。そこで、微調整での対応の可能性を探ることができよう。例えば、過去4回の選挙結果を前提に、得票率2%以上の政党に最大4議席まで最高平均法により配分すると、4回とも政党名簿制議席(下院議席総数の20%)が満たされる。¹⁴⁾

V. 2001年選挙とセクター別代表制の諸問題

1. 経緯

2001年5月14日に投票が行われたフィリピン下院議員選挙における第二回政党名簿制選挙には、前回(1998年)の123を大きく上回る数の政党等が選挙管理委員会に対し参加に要する登録の請願を行っていた。同委員会は、審査の上、同年3月26日付けの選挙管理委員会決定第3785号(Omnibus Resolution No. 3785)により154の政党等の参加を認めた。(但し、その後の再請求により最終的には、162の政党等が参加を認められた)。選挙管理委員会は、どのような政党等も、政党名簿制法第6条に規定されている登録の拒否または取り消し事由となる8項目の欠格条項(末尾の条文参考)に該当しない限り、政党名簿制選挙に参加できると同法を解釈していた。1998年の第一回政党名簿制選挙もこれと全く同じ解釈の下で実施されていた。

しかしながら、上記決定を受け、4月10日付けで参加政党のひとつAKBAYANから選挙管理委員会に対し、周辺化され十分に代表されていない社会セクターを代表していないという理由で、公

認参加政党等の名簿から一部政党等を削除するか、当該一部政党等の票を集計せず候補者を当選させないよう請願がなされた。4月11日には、BAYAN MUNAからも同様の請願がなされた。請願に対する同委員会のゆっくりとした対応に業を煮やしたもう1つの政党Ang Bagong Bayani-OFW Labor Party(以下OFW)は、一部政党等の登録取消しを含む請願を最高裁に対し行った。4月17日にはBAYAN MUNAが同様の請願をやはり最高裁に対し行った。

最高裁は、上記2つの請願を統合させると同時に、関係者に対する審問を行い、選挙管理委員会に対しては、政党名簿制選挙の開票と集計の実施は認めるが、最高裁が許可するまで当選者の宣言を行わないよう命じた。そして、選挙後約6週間たった6月26日の判決で、最高裁は、独自の参加資格要件を提示し、選挙管理委員会に参加政党資格審査のやり直しを命じた。その結果、46の政党等のみが参加資格を認められ、選挙結果の再集計が行われた。そして、参加資格なしとされた116の政党等が獲得していた票(政党名簿制に投じられた15,118,815票の半数を超える8,595,630票)は、無効とされた。

この事件は、政党名簿制に纏わる諸問題の中でも、議席配分方式と並び、本制度の最も本質に係わる問題を反映している。その本質的問題とは、セクター別代表制、すなわち周辺化され十分に代表されてこなかった社会セクターの声を地主・資本家階級に支配されてきたフィリピン議会に反映させるという政党名簿制選挙の目的をどのように達成するのかという問題である。本節は、政党名簿制への参加資格に焦点を絞り、最高裁判決(一部政党等からの請願を認め、選挙管理委員会に資格審査のやり直しを命じた)及び2名の判事の少数意見(選挙管理委員会の解釈を支持した)の論点を整理した上で、2001年政党名簿制選挙における参加政党資格再審査前と後の投票結果の集計の比較を参考としつつ、政党名簿制選挙の目的を実

現する方法として適切かつ現実的な選挙参加資格のあり方を議論する。

2. 最高裁判決

「政党名簿制は、持たざる者により多くの法的保護を与えるのみでなく、彼ら自身を議員にするために設計された社会正義の手段であり、周辺化され十分に代表されていない人々を、単なる慈悲の受け手にとどめず、代表制民主主義の積極的参加者にすることを意図している。したがって、小選挙区で支配的な個人や集団に対し政党名簿制において同じ機会を与えることは、この高邁な目的を汚し、この社会正義の仕組みを伝統的政治と混同させてしまう。」以上の文言で始まる最高裁判決は、政党名簿制参加資格を限定的に解釈するものであった（Supreme Court 2001: 2-3）。そして、最高裁は、（政党名簿制法第6条の8項目とは別に）憲法及び政党名簿制法から導き出されるとする以下の8項目の基準を新たに示し、選挙管理委員会に参加政党等の参加資格再審査を命じたのであった。（1）政党、セクター、組織、ないし連合体は、政党名簿制法第5条に規定される周辺化され十分に代表されていない集団を代表しなければならない。（2）主要政党でさえ、政党名簿制及び憲法により政党名簿制への参加を認められてはいるが、周辺化され十分に代表されていないセクターに属するフィリピン市民が下院議員に当選出来るようにするという法政策に従わなければならない。（3）宗教セクターは、政党名簿制に参加できない。（4）政党名簿制法第6条（登録の拒否又は取消し）の欠格条項に該当する政党又は組織は、資格を認められない。（5）政党又は組織は、政府が組織、助成、又は支援したものであってはならない。（6）政党のみでなく、その候補者も法の要求に従わなければならない。（7）政党又は組織のみでなく、その候補者も周辺化され十分に代表されていないセクターを代表しなければならない。（8）候補者は、国全体に寄与する適切な法の形成と制定に貢献することが出来な

ければならない（Supreme Court 2000: 34-40）。

この判決を下すにあたり、最高裁は、裁判の論点を4つに絞り、それぞれに判断を示している。その4つとは、（1）最高裁への請願は適切であったか。換言すれば、他に簡単、迅速、かつ適切な法的手段はなかったのか。（2）政党は、政党名簿制選挙に参加できるのか否か。（3）政党名簿制は周辺化され十分に代表されていないセクター又は組織のみが参加できるのか否か。そして、（4）選挙管理委員会決定第3785号は、重大な裁量権の濫用に当たるか否か、である。ここでは、多分に手続き的問題である第一と第四の論点については、両者とも肯定的結論（請願は適切であり、選挙管理委員会は裁量権を乱用した）であったと記すだけにとどめ、政党名簿制の本質にかかわる第二と第三の論点につき、最高裁の判断を以下若干詳しく検討する。

まず、政党の参加資格に関し、OFWは政党の参加を、BAYAN MUNAは主要政党の参加を禁ずることを主張していた。他方、選挙管理委員会、法務局（Office of Solicitor General）、及び参加資格を挑戦された政党は、政党名簿制が全ての全国的、地域的、又はセクター別の政党あるいは組織に開かれている立場を取っていた。最高裁は、単に政党であるという理由で参加資格を否定される訳ではないとの判断を示した。その根拠として憲法第6条5項は、下院が小選挙区選出議員と「全国的、地域的、及びセクター別政党ないし組織の政党名簿により選出される議員により構成される」と定めていること、政党が政党名簿制選挙に参加することを前提とした条文がいくつかあること、そして、憲法制定委員会における議論でも政党の参加を前提としていることが挙げられた。更に、政党名簿制法第2条および第3条が政党について記述していることが指摘された。また最後に、同法第11条の「1998年の政党名簿制選挙には、（1995年選挙で選出された）第10議会における5大政党は参加資格を持たない」との規定を引用し、

(1998年以降は) 主要政党でさえ参加できるとした (Supreme Court 2003: 13-17)。

しかしながら、周辺化され十分に代表されていないセクター又は組織のみが参加できるのか否かについては、参加政党の性格は政党名簿制の目的と合致していなければならないとして、すでに触れたように限定的判断を示したのである。そして、その目的を、憲法(第6条5項)及び政党名簿制法の規定から導いた。すなわち、(1) 周辺化され十分に代表されていないセクター、組織、ないし政党に所属し、(2) 明確に定義された支持者を持たないが、(3) 国全体に寄与する適切な法の形成と制定に貢献することの出来るフィリピン市民が、下院の構成員になることを可能にすることである。そのようなセクターは、政党名簿制法第5条にて、労働者、農民、漁民、都市貧民、少数民族、老人、障害者、女性、青年、退役軍人、海外出稼ぎ労働者、及び専門職を含むと例示されている。そして、政党名簿制参加政党等は、これらセクターを真に代表していなければならない、政党等に指名された候補者も、周辺化され十分に代表されていないセクター、組織、ないし政党に所属するフィリピン人でなければならないとした (Supreme Court 2000: 34-40)。換言すれば、例示は網羅的でなく、他のセクターを排除するものではないが、どのようなセクターでも参加できる訳ではないことになる。

しかしながら、上記判決には、2人の判事から反対意見が表明されていた。その1人は、憲法第6条5項(2)の「本憲法批准後連続する3期の間、政党名簿選出議員に配分される議席の半数は、労働者、農民、都市貧民、少数民族、女性、青年、そして法律が規定することができる宗教以外のその他のセクターから、法律の規定にしたがい選出(selection)あるいは選挙(election)により補充される。」に着目する。そして、憲法制定委員会の議事録からも、初めの3期のみ周辺化されたセクターに指定席を与えたのであり、その

後は全ての政党等が開かれていると結論付けた (Supreme Court 2001: Separate Opinion of Associate Justice Mendoza 8-20)。もう1人の判事も同様に、憲法制定委員会において周辺化されたセクターに永続的指定席を与えようとする立場が票決によって退けられ、初めの3期のみ指定席が認められたこと、憲法にも政党名簿制法にも主要政党の参加を明示的に禁止する規定がないことを理由に、周辺化されたセクターだけが政党名簿制に参加できるとする解釈に反対した (Supreme Court 2001: Separate Opinion of Associate Justice Vitug 4-8)。

3. 参加政党資格再審査前後の選挙結果と参加資格制限の意味

表8は、2001年政党名簿制選挙について参加政党資格再審査前における上位50政党等の得票数及び得票率を示している。ここで注目すべきは、再審査による参加資格取消が仮になかった場合、参加資格を取り消された政党等が獲得していたであろう議席数が非常に少ないことである。主要政党の中では、Lakas NUCD-UMDP、NPC、及びLDPの3党のみが議席を獲得し、しかも、それぞれ1議席である。主要政党以外の政党では、VFPが1議席獲得していたであろう。政党以外ではMADとPROMDIの2組織のみで、10%強の得票率を獲得した前者は3議席(パガニバン方式ならば2議席)獲得したであろうが、後者は1議席のみである。

以上の現象は何を意味するのだろうか。特に、小選挙区で圧倒的強さを見せる主要政党の政党名簿制における得票率がかなり低いことは重要である。現在のところ全ての主要政党は、冒頭で述べたようにクライエントリズムを基礎に形成されており、リーダー＝フォロワー間の個別主義的価値の交換が不可欠の要素である。しかしながら、フィリピン全土を1つの選挙区とする大選挙区制の下では、候補者名簿最上位の候補者の直接のフォロ

ワでない限り、選挙運動に大きなコストをかける誘因を持たないであろう。それだけの見返りを得ることがはなはだ不確実だからである。一般に、拘束名簿式比例代表制は、政党本位ではなく政治家個人を軸に選挙政治が戦われるクライエンテリズムには整合的でない。したがって、憲法制定委

表 8 2001年政党名簿制選挙における参加資格再審査前の上位50政党、組織、ないし連合体の得票数及び得票率

政党、組織、ないし連合体	得票数	得票率(%)
1. Bayan Muna	1,708,253	11.2989
2. MAD *	1,515,693	10.0252
3. APEC	802,060	5.3050
4. VFP *	580,781	3.8414
5. PROMDI *	422,430	2.7941
6. NPC *	385,151	2.5475
7. AKBAYAN!	377,852	2.4992
8. BUTIL	330,282	2.1846
9. LAKAS NUCD-UMDP *	329,237	2.1777
10. CIBAC	323,810	2.1418
11. LDP *	308,639	2.0414
12. BUHAY	290,760	1.9232
13. AMIN	252,051	1.6671
14. ABA	242,199	1.6020
15. COCOFED	229,165	1.5158
16. COOP-NATCO *	226,322	1.4970
17. NCIA *	223,996	1.4816
18. PM	216,823	1.4341
19. AKLAT *	210,052	1.3893
20. MARCOS LOYALIST *	172,666	1.1421
21. CREBA *	160,255	1.0600
22. BIGKIS *	155,941	1.0314
23. SANLAKAS	151,017	0.9989
24. ABANSE! PINAY	135,211	0.8943
25. AKSYON *	135,156	0.8940
26. GREEN PHIL *	128,589	0.8505
27. AKO	126,012	0.8335
28. PMP *	120,224	0.7952
29. ALAGAD	117,161	0.7749
30. ALAB *	111,463	0.7372
31. PMP-PINATUBO *	111,353	0.7365
32. RAM *	106,637	0.7053
33. ELDERLY	106,496	0.7044
34. BAGONG BAYANI *	104,791	0.6931
35. BANDILA *	104,467	0.6910
36. ATUCP	103,273	0.6831
37. KAMPIL *	102,606	0.6787
38. AHOY *	101,751	0.6730
39. MARITIME	98,946	0.6545
40. OFW	97,085	0.6421
41. PMA *	94,888	0.6276
42. AASENSO KA *	94,212	0.6231
43. PDP-LABAN *	90,245	0.5969
44. CUP *	88,444	0.5850
45. PDSP *	88,187	0.5833
46. ATIN *	86,385	0.5714
47. VACC *	78,486	0.5191
48. ABCD *	74,656	0.4938
49. LP *	73,784	0.4480
50. DRUGWATCH *	71,046	0.4699

著者注：* 選挙後の政党名簿制参加資格再審査により失格
出典：(COMELEC 2001)

員会および議会での政党名簿制法制定過程において繰り返し表明された危惧、すなわち何らかの制限¹⁵⁾を設けなければ主要政党（伝統的保守政党）が支配的になってしまうという危惧は、当たらなかったと言える。

したがって、「主要政党でさえ参加できるとしながら、周辺化され十分に代表されていないセクター、組織、ないし政党のみに参加資格を認める」最高裁の制限的解釈は、現状では全ての主要政党が伝統的保守勢力としての性格を持っていることを考慮すれば、形式論理に過ぎるだけでなく、現実的にも、資格審査の煩雑さと恣意性を増大させた割には、周辺化された社会セクターの代表を著しく促進しているとは言い難い。参加資格を限定的に解釈した2001年選挙以来、特定の政党等の参加資格に対する疑いは常にくすぶってきた。また、小選挙区で勝てなくとも全国的に支持者を持つ政党等が政党名簿制を通して議席を獲得することは、下院における広範な代表の達成に寄与する¹⁶⁾わけであり、周辺化された社会セクターでないという理由で参加を禁止する必要はないであろう。なお、前述の2009年最高裁判決は、参加資格についても改めて判断を示し、2001年判決（13対2で参加資格を限定した）を維持したが、今回は8対7という僅差であり、政党名簿制が全ての政党等にかかっていると解釈が増大している（Supreme Court 2009）。

VI. おわりに

これまで、政党名簿制の導入経緯と基本的性格を明らかにし、議席配分方法と参加資格を中心に本制度が抱える様々な問題を考察してきた。最後に、参加政党および政党名簿制選出議員の実績と活動を含め本制度が果たした役割を検討し、政党名簿制の可能性と限界を考える。

今までのところ、政党名簿制参加政党等の中で選挙に最も成功しているのは、セクター別および

地域的政党ないし組織ではなく、全国的政党ないし組織の内 BAYAN MUNA, AKBAYAN, BUHAY, CIBAC, および APEC の 5 つである。BAYAN MUNA は、共産党系の政党である。2004年および2007年選挙で議席を獲得した GABRIELA, そして2007年選挙で議席を獲得した ANAK PAWIS, および KABATAAN も同じ共産党系であり、BAYAN MUNA と合わせて現在 8 議席の勢力となる。AKBAYAN は、1993年に共産党から分裂したグループが1998年に設立した政党であり、地方選挙でもこれまでに少なからぬ町長 (mayor) や多くの州評議員 (provincial board member) および市および町評議員 (city/municipal councilor) を当選させてきた実績がある。¹⁷⁾ BAYAN MUNA と AKBAYAN は、支持基盤 (両者とも労働者と農民に一部 NGO) が類似しており過去の経緯からも競合関係にある。

BUHAY と CIBAC については、前者は政党として後者は組織として分類されているが、両者とも宗教組織の支持を得ているという共通性があり、競合関係にある。BUHAY のレネ・ヴェラルデ議員はエル・シャダイ (El Shaddai) の指導者マイク・ヴェラルデの息子であり、CIBAC のエマニュエル・ピリアヌエバ議員は、主イエス教会 (The Jesus is Lord church) の指導者エディー・ピリアヌエバの息子である。いずれも宗教票の強さを示している。APEC (Association of Philippine Electric Cooperatives) は、全国的組織を持つ農村部の電力共同組合であり、第 1 回目の1998年選挙で第 1 位となったことは意外な驚きをもたらしたが、その後も常に上位に入っている。

他方、セクター別政党ないし組織を見ると、議席を継続して獲得しているのは、農民セクターの BUTIL のみであり、他は、たまに議席を獲得しても常に 1 議席であった。これは、各セクターの政党ないし組織の得票数の合計が議席獲得に十分であっても、セクター内の分裂競合が激しく、票が分散することが最大の理由である。もっとも、漁民、障害者、退役軍人、および老人セクターは、

当初より当該セクターからの参加政党等が少ないという意味でそれほど分裂していないが、それぞれセクター全体としての得票率は低く、1998年の退役軍人連合 (Veterans Federation) を除き、2007年まで議席を獲得していない (Rodriguez & Velasco 1998: 14-30; Rodriguez 2002: 38-41; and COMELEC 2004-a)。¹⁸⁾

それでは、彼らが果たしてきた役割は、どの程度のものであろうか。議会の最も重要な役割である立法について見れば、政党名簿制議員からも様々な法案が提出されてきたにもかかわらず、それらの多くは、本会議上程にすら至らず委員会レベルで立ち止まってしまうことが一般的であった (Rodriguez 2002, 19-24)。彼らが新参者で議会の運営に不慣れだったこともあるが、数が少ないことがその最大の理由である。更に、政治志向も政策目標も異なる政党名簿制議員全員が統一会派を組むことは不可能である。12政党等が議席を獲得した第12議会 (2001年~2004年) では政党名簿コーカス (Party-List Caucus) と呼ばれるグループが10の政党等の15議員により形成されたが、他の2政党等すなわち BAYAN MUNA の3議員と BUHAY の2議員は参加しなかった。¹⁹⁾ 第13議会 (2004年~2007年) では、16の政党等が議席を得たが、12政党等しか政党名簿コーカスに参加していない。とはいえ、政党名簿制議員が立法に有意義に関与したことが無いわけではない。例えば、AKBAYAN は、在外フィリピン人組織及び支援組織と連携し、2003年海外不在投票法成立に大きな役割を果たしているし、²⁰⁾ ABA のモンテマヨール議員は、包括的農地改革法の延長と WTO 加盟に伴い輸入農産物に対する追加的関税賦課を内容とするセーフガード措置の実現に尽力した。²¹⁾

立法以外にも様々な活動があるが、重点の置きどころは、議員および政党等によって区々である。例えば、AKBAYAN は、政策提言や政治的啓蒙活動 (advocacy work) を自ら重要な役割りと位置付け、²²⁾ 実際に議会外でも各種集会やセミナーを

開催したりしており、BAYAN MUNA は、不正の告発を含む政府に対する監視に力を入れ、両者とも民衆を動員したデモ等を行うことで知られている。また、この2政党は、充実したウェブサイトを運営しており、リンク数では主要政党を凌駕するほどである (Teehankee 2008: 10)。予算については、国家予算編成全体に影響力をもちえなくとも、ある程度の影響力を行使したと見られる場合もある。例えば、不法占拠地における都市貧民住居の取り壊しと移転に伴う住宅供給予算は、都市貧民セクターを代表する AKO の主張なくしてはより少額になっていたであろう。²³⁾ 他方、ポークバレルの獲得に熱心で、支持母体のために様々な小規模プロジェクトを実施している政党等もある。例えば、BUTIL は、優先的開発支援資金 (Priority Development Assistance Fund) を使用し、農地と市場を結ぶ道路、多目的ビル、下水道、灌漑施設、及び校舎の建設、そして共同組合方式の農村銀行への小規模貸付資金供与等を行っている。²⁴⁾ APEC や COCOFED もこのような種類に属する。もっとも、彼らの活動は、小選挙区選出の伝統的保守政治家と変わり映えしない。

2009年最高裁判決により、下院議席総数の20%に当たる政党名簿制議席は、これまでの半数も満たされない状況からほぼ満たされる状態に変化した。その結果、政党名簿制選出議員たちの影響力が格段に増大する可能性が出てきた。ただし、2%の最低必要得票率は、有意義な支持基盤を持たない政党等を排除すると同時に、政党名簿制参加政党等の更なる組織化を促し周辺化された人々の声を集約することにあつたが、その事実上の廃止が、各セクター内の分裂と競争を更に増幅させる可能性もある。²⁵⁾ また、それは、伝統的保守勢力にとってのハードルを引き下げ、彼らの議席をもある程度増加させる効果を持つかもしれない。今後政党名簿制の目的を実現していくためには、政党名簿制選出議員および参加政党等が NGO 等の市民社会組織との連携を深め、彼らが代表するセクター内の利益集約を促進していくことが必要で

あろう。更に、議会内では、彼らが連携を広げ特定の問題毎にでも小選挙区選出議員たちも含めた多数派形成に成功することが、立法や予算に発言力を確保するために求められる。

周辺化された社会セクターの声を議会に反映させることを目的とする政党名簿制を導入した1987年憲法は、直接的政治参加を通して市民の政治的権利を強化するための様々な規定を設けている。これらの規定に基づき、社会的弱者も含む市民社会の政策過程への参加を保障し促進する多くの法制が実現している (西村2009: 29-32)。議会に関しては、海外出稼ぎ労働者の送金が最大の外貨獲得源であり国民の約1割が海外で生活していることに鑑み導入され、2003年海外不在投票法として実現した在外選挙制度を含めることもできよう。政党名簿制のみでその制度の目的を十分に達成するには、その内在的問題や様々な外的制約のため大きな限界があるかもしれない。しかしながら、同様の目的で導入された他の諸制度と共鳴すれば、有意義な成果をもたらすことはできよう。

注

- 1) 但し、有権者は、同じ投票用紙を用いて他のポジションにも投票する。
- 2) 政党名簿制導入の経緯に関する事実関係の詳細な記述については、木村 (1999) を参照されたい。
- 3) アドルフォ・アスクナ委員、ホアキン・ベルナス委員、およびフロランヘル・ロザリオ・ブレイド委員は、MANINDIGAN! のリーダーであった。
- 4) 共産系のタデオが任命された理由の1つは、非共産系の主要農民団体の全てが特別大統領選挙でマルコスを支持していたためである。
- 5) 例えば、タデオ委員 (ConCom 1986-a: 561-563) とレルム委員 (ConCom 1986-a: 563-566) は、永続的指定席を主張した。さらに、ブロッカ委員は、民衆のセクターが指定席を与えられるのは彼らが民衆革命で勝ち取った権利であるとまで言い切った (ConCom 1986-a: 568-569)。
- 6) 例えば、ベルナス委員は、非特権階級が2期の間

- に優先的扱いを必要としなくなる見込みはない。指定席を永続的なものとするにより、立法過程と経済状況を向上させなければならない多くの民衆との接触を保つことができる。そして、極端な経済的不平等がなくなった時点で憲法を改正することにより純粋な政党名簿制に移行すればよい、とする意見を述べている (ConCom 1986-a: 566-567)。デ・ロス・レイエス委員は、指定席の期間が2期に限定されればセクター別グループは伝統的保守政党に飲み込まれてしまうとしながらも、もし「ハンディキャップ」が永続的に与えられるならば、彼らは、強くなるようとする誘因がなく、永遠に弱いままでいると考えた。そして、指定席の数を徐々に減少させていくことを提案したのである (ConCom 1986-a: 565-566)。
- 7) フェリシタス・アキノ委員等の選挙によって選出すべきであると主張する立場からは、憲法に規定すべきだとの議論がなされた (ConCom 1986-a, 574)。
- 8) しかしながら、大統領による任命は、当該議会の会期初めに一括して行われたわけではなく、当該議席の半数が常に満たされたわけでもなかった。この状況は、下院が会期毎に数巻に分けて刊行する *Republic of the Philippines, House of Representatives, Journal and Record of the House of Representatives, Proceedings and Debates* に記載されている下院議員リストを時系列的に追うことによって確認できる。なお、日本語による任命議員のリストは、(川中 2004: 53) 参照。
- 9) 具体的には、ラカス=キリスト教民主連合 (Lakas-NUCD)、自由党 (LP)、民主フィリピンの闘い (LDP)、民族主義民衆連合 (NPC)、そして新社会運動党 (KBL) であった。
- 10) 投票数を全国的、地域的、及びセクター別の3つのカテゴリーに分けて集計し、当該政党が属するカテゴリーの投票総数の10%を意味する。
- 11) 例えば、保守派のアーネスト・マセダ上院議員は、参加資格としての最低得票率10%を支持する一方、主要政党の政党名簿制選挙への参加を、一定数のセクター別代表者をその候補者名簿に加えることを条件に、主張をした (Senate 1994: 127-128)。
- 12) BAYAN MUNA の申し立てには、政党名簿制法第

- 11条の合憲性を争い、3議席以上の配分を要求することも含まれていた。
- 13) 選挙後に失格となった FPJPM が獲得した票が無効となったため、各政党等の得票率は、表6に示されている数値と異なっている。
- 14) 2009年4月の最高裁判決以前の議席配分方式に関するより詳細な検討は、木村 (2008) を参照された。
- 15) 主要政党に対する参加制限、セクターの指定席等。
- 16) クリスチャン・モンソッド (Christian Monsod) インタビュー、マカティ市、2007年11月12日。
- 17) ジョエル・ロカモラ (Joel Rocamora) インタビュー、1998年8月25日、および2002年8月26日、ケソン市。
- 18) ただし、2009年最高裁判決議席配分方式では、34位で得票率1.03%の組織まで議席を獲得したので、退役軍人と老人セクターを代表する組織が議席を得た。
- 19) レオニー・モンテマヨール (Leonie Montemayor) 下院議員、インタビュー、2004年8月18日、ケソン市。
- 20) エレン・サナ (Ellene Sana, Secretary General, Center for Migrant Advocacy Philippines, Inc.) インタビュー、2004年9月5日、ケソン市。
- 21) レオニー・モンテマヨール (Leonie Montemayor) 下院議員、インタビュー、2004年8月18日、ケソン市。
- 22) エタ・ロザレス (Etta Rosales) 下院議員、インタビュー、2002年8月29日、ケソン市。
- 23) パーシー・チャベス (Percy Chaves, Secretary-General of AKO), インタビュー、2004年8月23日、ケソン市。
- 24) ソニー・パディリア (Sonny L. Padilla, Sr. BUTIL National Coordinator), インタビュー、2004年8月25日、ブラカン州ベンハミン・クルス下院議員宅。なお、農民組織の連合体である SANDUGUAN (BUTIL の母体) 傘下の組織に協同組合農村銀行連盟 (Cooperative Rural Banks Federation of the Philippines, Inc.) があるが、BUTIL の故ベンハミン・クルス議員はその役員だったことがあり、彼の3選後を継いだレオニラ・チャベス議員は、その現総裁である。

25) 事実、2010年選挙には、300以上の政党ないし組織が政党名簿制選挙への参加を選挙管理委員会に申請している (COMELEC 2009-b)。

共和国法第7941号 (1995年政党名簿制法)

第2条 (政策宣言)。国は、登録された全国的、地域的、及びセクター別政党ないし組織、又はその連合体の政党名簿制をとおして、下院議員選挙における比例代表制を促進する。それは、周辺化され十分に代表されていないセクター、政党、及び組織に所属し、明確に定義された支持者を持たないが、国全体に寄与する適切な法の形成と制定に貢献することの出来るフィリピン市民が、下院の構成員になることを可能にする。この目的のために、国は、彼らが下院議席を獲得する機会を促進することにより下院における政党、セクター、ないし集団の利害の最も広範な代表を達成するため、十分に自由な開かれた政党制度を発展させ保障し、可能な限り分かりやすい枠組みを提供する。

第5条 (登録)。どの様な組織された人々の集団も、全国的、地域的、又はセクター別の政党、組織、ないしその連合体として政党名簿制への参加を望むことを表明した総裁又は幹事により認証された請願書を、その規約、規則、政策綱領、役員名簿、連合協定書、及び選挙管理委員会が要求する他の関連情報を添え、選挙の90日前までに選挙管理委員会に提出することにより、政党名簿制を目的とした政党、組織、ないし連合体として登録することができる。セクターは、労働者、農民、漁民、都市貧民、少数民族、老人、障害者、女性、青年、退役軍人、海外出稼ぎ労働者、及び専門職を含む。

選挙管理委員会は、請願書を一般的に読まれている少なくとも2つの全国紙に掲載することとする。

選挙管理委員会は、請願書が提出された日から15日以内に、しかるべき告知と審問の後、結論を出すこととする。

第6条 (登録の拒否及び取消し)。選挙管理委員会は、利益関係者の裏付けのある不服申立てにより、正当な

通知と審問の後、以下の事由において、全国的、地域的、あるいはセクター別の政党、組織、ないしその連合体の登録を却下又は取消しすることが出来る。

- (1) 宗教的宗派または教団、あるいは宗教的目的のために組織された団体である。
- (2) 目的達成のために暴力あるいは違法手段を主張する。
- (3) 外国の政党または組織である。
- (4) 外国の政府、政党、財団、又は組織から、その役員または成員を通して直接に、又は第三者を通して間接的に党派的選挙目的のために支持を受けている。
- (5) 選挙に関する諸法規に違反する。
- (6) 請願書に虚偽の記載を行う。
- (7) 少なくとも1年間実在しない。
- (8) 少なくとも直近2回の選挙において、選挙に参加しなかったか、2%の得票率を獲得しそなっている。

第11条 (政党名簿選出議員の数)。政党名簿選出議員は、政党名簿選出議員を含む下院議員総数の20%を構成する。

1998年5月の選挙の目的のため、第10議会会期はじめにおける5大主要政党は、政党名簿制選挙への参加資格を持たない。

第2番目の票 (著者注：第1番目の票が小選挙区であるのに対し、第2番目は政党名簿制に対する票を意味する) による議席配分は、次の手続きによる。

- (a) 政党、組織、及び連合体は、選挙における得票数に基づき、順位付けられる。
- (b) 政党名簿制に投じられた全票数の少なくとも2%を獲得した政党、組織、及び連合体は、1議席ずつ得る権利を持つ。2%以上獲得した政党等は、得票総数に比例して追加的議席を獲得する権利を持つ。全ての政党は、3議席を超える権利を持たない。

第12条 (政党名簿選出議員の議席配分手続き)。選挙管理委員会は、政党、組織、ないし連合体の票を全国的に集計し、得票数にしたがい順位付け、政党名簿制

に投じられた総票数に対する各政党，組織，ないし連合体が獲得した票の割合に比例して政党名簿制議席を配分する。

参考文献

- Buendia, Emmanuel E. 2005. *Democratizing Governance in the Philippines: Redefining and Measuring the State of People's Participation in Governance*. Quezon City: Center for Leadership, Citizenship and Democracy, National College of Public Administration and Governance, University of the Philippines.
- The Commission on Elections (COMELEC), Republic of the Philippines. 1996. Resolution No. 2847 (Rules and Regulations Governing the Election of Party-List Representatives Through the Party-List System).
- _____. 1998-a. Resolution No. 3047-b (In the Matter of the Canvass and Proclamation of the Duly Elected Candidates for Party-List Representatives in the National and Local Elections on May 11, 1998).
- _____. 1998-b. Supplemental Resolution No. 3047-c (In the Matter of the Canvass and Proclamation of the Duly Elected Candidates for Party-List Representatives in the National and Local Elections on May 11, 1998).
- _____. 1998-c. Party-List Canvass Report No. 16 (By Rank) as of August 19, 1998.
- _____. 1998-d. Resolution of the Second Division in Election Matter 98-065.
- _____. 2001. May 14, 2001 National and Local Elections, Party-List Canvass Report No. 26 (By Rank) as of September 7, 2001, 4:20PM.
- _____. 2002-a. Resolution No. NBC-02-001.
- _____. 2002-b. Resolution No. NBC No. 02-002.
- _____. 2004-a. Certified List of Political Parties/Sectoral parties/Organizations/Coalition, Participating in the Party List System for the May 10, 2004 Elections.
- _____. 2004-b. Resolution No. 6835.
- _____. 2004-c. May 10, 2004 National and Local Elections, Party-List Canvass Report No. 20 (By Rank) as of June 2, 2004 - 3:00PM.
- _____. 2007. NBC (National Board of Canvassers) Resolution No. 07-72.
- _____. 2008. May 14, 2007 National and Local Elections, Party-List Canvass Report No. 33 (Ranked) as of June 11, 2008 - 10:00AM.
- _____. 2009-a. NBC Resolution No. 09-001, In the Matter of the Proclamation of Qualified Parties, Organizations and Coalitions Entitled to Guaranteed and Additional Seats under the Party-List System of Representation in Accordance with the Supreme Court Decision in G.R. Nos. 179271 & 179295, Promulgated on April 24, 2009.
- _____. 2009-b. More than 300 apply for accreditation as partylist, pol parties, Automation Press Release dated 19 August 2009.
- The Constitutional Commission (ConCom) of 1986, Republic of the Philippines. 1986-a. Record of the Constitutional Commission, Proceedings and Debates, Vol. 2.
- _____. 1986-b. Record of the Constitutional Commission, Proceedings and Debates, Vol. 5.
- House of Representatives, Republic of the Philippines. 1994. Committee Report No. 865 (Re: House Bill No. 3043, entitled "An Act Providing for the Election of Party-List Representatives Through the Party-List System and Appropriating Funds Therefor").
- _____. 1995. Record of the House of Representatives, Proceedings and Debates, Third Regular Session 1994-1995 Vol. 3.
- The International Institute for Democracy and Electoral Assistance (IDEA). 2005. *Electoral System Design: The New International IDEA Handbook*. Stockholm: The International Institute for Democracy and Electoral Assistance.

- 川中豪（編）. 2004. 『民主化後のフィリピン政治経済資料集』 アジア経済研究所.
- 木村昌孝. 2008. 「フィリピン下院議員選挙における政党名簿制の諸問題—議席配分メカニズムを中心に—」 『茨城大学地域総合研究所年報』 41: 51-65.
- _____. 1999. 「1998年フィリピン下院議員選挙と政党名簿制の導入」 『茨城大学地域総合研究所年報』 32: 1-20.
- Llamas, Roland M. 2001. “The 2001 Party-list Elections: Winners, Losers and Political/Legal Contradictions.” Friedrich Ebert Stiftung Philippine Office Online Papers.
- Muga, Felix P. II. 2007. The Party-List System in the Philippines: Proportional Representation and Seat Allocation Errors. A paper presented at CENPEG's Round One: Assessment of the Party-List Elections (10 Years in 2008). Balay Kalinaw, University of the Philippines, November 29, 2007.
- 西村謙一. 2009年. 「フィリピンの地方自治への市民参加—ケソン市開発評議会の事例を中心に」 田坂敏雄編 『東アジア市民社会の展望』 御茶の水書房.
- People's Progressive Alliance for Peace and Good Government towards Alleviation of Poverty and Social Advancement (PAG-ASA). 1998. Petition to Proclaim Full Number of Party-List Representatives Provided by Constitution, dated July 6, 1998
- People's Progressive Alliance for Peace and Good Government Towards Alleviation of Poverty and Social Advancement (PAG-ASA). 1998. Petition to Proclaim Full Number of Party-List Representatives Provided by Constitution (Case No. Election Matter 98-065).
- Rodriguez, Agustin Martin G. 2002. The Winding Road to Representation: The Philippine Party-List Experience. Makati City: Ateneo School of Government; and Quezon City: Friedrich-Ebert-Stiftung
- Rodriguez, Agustin Martin G. and Velasco, Djinora. 1998. Democracy Rising? The Trials and Triumphs of the 1998 Party-List Elections. Quezon City: Institute of Politics and Governance (IPG)
- and Friedrich-Ebert-Stiftung
- Senate, Congress of the Philippines, Republic of the Philippines. 1994. Record of the Senate, Third Regular Session, October 3, 1994 to December 5, (A.M.) 1994, Volume II, Nos. 28-45.
- _____. 1995. Bicameral Conference Committee on Electoral Reforms and People's Participation, February 28, 1995, 12:51 PM - 1:01 PM.
- The Supreme Court, Republic of the Philippines. 2000. Veterans Federation Party, et al. vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 136781; AKBAYAN!, et al. vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 136786; & ALAGAD, et al. vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 136795, promulgated on October 6, 2000.
- _____. 2001. Ang Bagong Bayani-OFW Labor Party, et al. vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 147589; & Bayan Muna vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 147613, promulgated on June 26, 2001.
- _____. 2003-a. Ang Bagong Bayani-OFW Labor Party, et al. vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 147589; & Bayan Muna vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 147613, promulgated on June 25, 2003.
- _____. 2003-b. Ang Bagong Bayani-OFW Labor Party, et al. vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 147589; Bayan Muna vs. Commission on Elections, et al. G. R. No. 147613, promulgated on November 20, 2003.
- _____. 2007. Citizens' Battle Against Corruption (CIBAC) vs. Commission on Elections, G. R. No. 172103.
- _____. 2009. Barangay Association for National Advancement and Transparency (BANAT) vs. Commission on Elections, G. R. No. 179271; & Bayan Muna, et al. vs. Commission on Elections, G. R. No. 179295, Promulgated on April 21, 2009.
- Tangkia, Fritzie Palma, and Habaradas, Ma. Araceli Basco. 2001. “Party-List System: The Philippine

Experience.” Friedrich Ebert Stiftung Philippine Office Online Papers.

Teehankee, Julio C. 2008. Philippine Political Parties and the Internet: From 'Machine' to 'Machined' Politics, Paper presented at the 8th International Conference on Philippine Studies (ICOPHIL), Quezon City, July 23 to 26, 2008.

後 記

本稿は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究（B）海外学術調査（代表）2005～2008年度の成果の一部を利用している。